

○総務省告示第百二十二号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
備考 表中の「」の記載は注記である。	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	
	額	額	
	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	
	四千二百円	四千六十円	

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。